

令和8年度（2026年度） 長井中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

学校教育目標である「学ぶ つながる 切り拓く」に基づき、自己と向き合い、他者と高め合い、責任ある行動をとれる生徒を育成する。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう指導を工夫し、向上心を育むとともに、生涯学習につながる基礎づくりを行う。

第2 部活動運営方針

1 部活動運営方針

(1) 部の設置

ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 創部について

- ① 部活動数が増える創部は行わない。

ウ 休部について

- ① 1年間連続して大会等に参加できない状況が続いた場合。（合同チームで参加できている時はこれに該当しない。）
- ② 活動困難な状況が1年間続いた場合。
- ③ 部員数の減少により活動困難だが、今後活動可能な部員数の確保が見込める場合。

エ 廃部について

- ① 上記、①②の状態が2年間続いた場合。
- ② 顧問教員の不足や減少により、学校として部活動運営が困難になった場合。
※創部、休部、廃部については、部活顧問会で慎重に検討し、職員会議で決定する。

(2) 指導体制

ア 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たり、次の点に留意する。

- ア オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- イ 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- ウ 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 実施方法（平日・休日・長期休業中）

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

(1) 平日

ア 従来通り、「学校」単位での部活動とする。

イ 1週間における活動日数は週に3日以内とし、休養日を2日以上設ける。

ウ 1日の活動時間は、2時間程度とする。

エ 授業日における始業前の部活動（以下、朝練習という。）は年間を通じて行わない。

※夏季休業期間中等の「熱中症対策」に伴う対応の場合は除く。

(2) 休日

ア 横須賀市教育委員会が定める地区割（市HP参照）に基づいた「地区」単位での合同部活動とする。

※原則として、休日は地区別・種目別に複数校が合同で活動していくが、大会直前やテスト週間（各学校によって期間が異なる）等の一部の期間において、学校単独で活動する日を設定することもある。

イ 土曜日および日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも、1日以上を休養日とする。祝日においては、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。

ウ 週休日および学校の休業日における1日あたりの活動時間は、3時間程度とする。

(3) 長期休業中

ア 1日あたりの活動時間については、3時間程度とする。

イ 原則として平日のみの活動とし、日数は週4日以内とする。

ウ 週休日、祝日および学校閉庁日は、大会参加等、特段の事情がない限り休養日とする。また、休養日に活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、年間単位で柔軟に設定する。この場合、単一年度内に少なくとも平日は104日、週休日は52日以上の休養日を設けることとする。

4 大会等への参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。